

Ⅱ 幼稚園教育・都道府県協議会協議主題について

(令和6年度幼児教育研究協議会資料)

1 幼稚園教育に関わる法令

- (1) 幼児期の教育は「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」(教育基本法第11条)
幼児期の教育とは、家庭教育、保育所での保育、幼稚園教育、幼保連携型認定こども園での教育及び保育全てを含める。
- (2) 幼稚園は学校(学校教育法第1条)
小学校以降の教育との発達や学びの連続性が明確となるよう、学校種の規定順について幼稚園を最初に規定している。

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

※保育所、認定こども園は含まれていないが、保育所保育指針(厚生労働省告示)や幼保連携型認定こども園教育・保育要領(内閣府・文部科学省・厚生労働省協働告示)と幼稚園教育要領(文部科学省告示)の内容は、整合性が図られている。

2 幼稚園教育の基本

- (1) 基本原則は「環境を通して行う教育」
環境の中に教育的価値を含ませながら、幼児が自ら興味や関心をもって環境に取り組み、試行錯誤を経て環境へのふさわしい関わり方を身に付けていくことを意図した教育。

① 環境とは

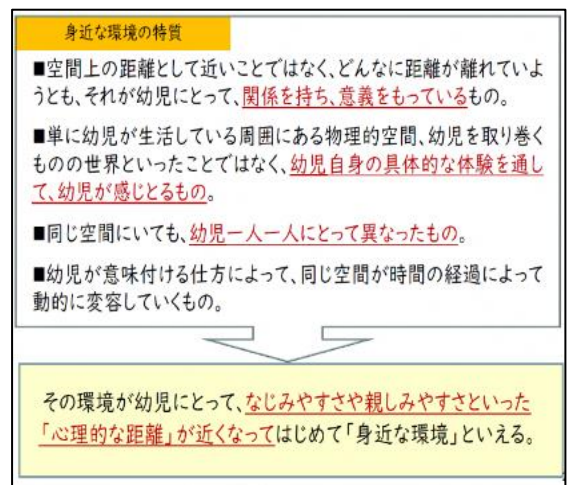
- ・物理的な事象、建物・設備、自然物や素材等をはじめ、通信機器や出版物等、広く社会文化情動的なものも含めた物的環境。
- ・幼児や教師、親やきょうだい、近隣の人々、それらが形成する人間関係やその中での社会的な役割、それらが作り出す雰囲気や意識、価値観等を含めた人的環境。
- ・広く時間・空間等。

② 幼稚園教育における環境とは

- ・主体としての幼児を取り巻く全ての環境のことをいい、幼児との直接的な関わりを前提として、幼児の育ちにとって意味ある環境のこと。
- ・育ちが促されるものであれば、保育者が意図的に構成する園内環境のみならず、より広く園外環境も含めて環境。

幼児期は、保育者から言われたことを一方的に

やっていく時期ではない。幼児の発達は、幼児自らが主体的に環境に関わることで獲得される。幼児が「やりたい」「やってみたい」と心を動かす環境(幼児が意欲的に関わるができる身近な環境)を、保育者がいかにつくるかというところが、教育的価値を合わせて大切になる。



<調査官資料より>

(2) 幼児教育の基本に関して重視する事項

- ・ 幼児は安定した情緒の下で自己を発揮することにより、発達に必要な体験を得ていくものであり、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。
- ・ 遊びを通しての指導を中心として、5領域のねらいが総合的に達成されるようにすること。
- ・ 幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

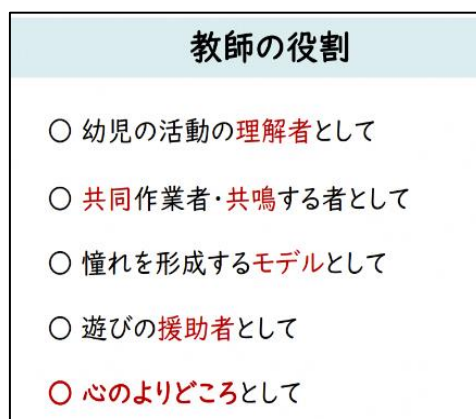
(3) 環境の構成

保育者主導の一方的な保育の展開ではなく、一人一人の幼児が保育者の援助の下で主体性を発揮して活動を展開できるような、幼児の立場に立った保育の展開が望まれる。「場当たりの」に環境を構成するのではなく、「幼児の主体性」と「保育者の意図」とをバランスよく絡ませていく。

- ・ 保育者は、客観的に見守るだけでなく、ときには遊びの中に入って子どもの遊びや子どものやりとりを中から見ることも大切。
- ・ 保育者もワクワクする環境であることもポイント。
一方的に「これで遊びなさい」と遊びを提供されている幼児からは、要望は出てこない。幼児の姿は、これまでの保育者の環境の構成、援助の鑑のように表れてくる。

(4) 保育者の役割

- ・ 幼児のことをしっかり理解する。
- ・ 幼児と並んで同じものを見ている。幼児の心とつながりをもつ。
- ・ 幼児に、「先生みたいになりたい」と思われる存在になる。
- ・ 幼児が困っているとき、ここぞというところで幼児に声をかける。返事をする。
- ・ 幼児が困っているとき、助ける。幼児に「ここは安全、安心な場所だ」と感じてもらえるようにする。



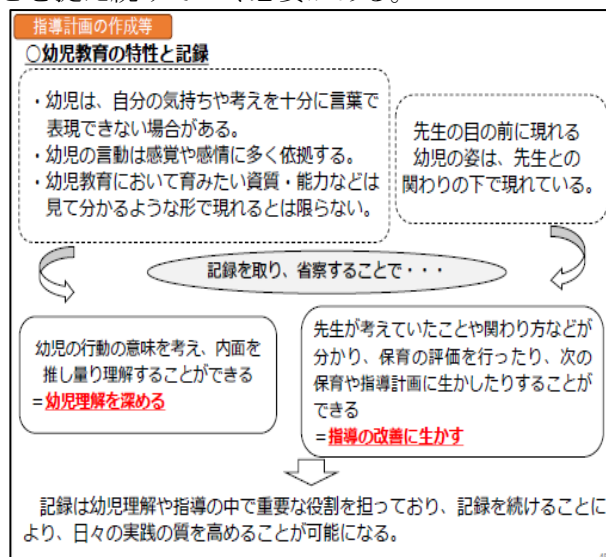
<調査官資料より>

3 幼児理解に基づいた評価

幼児期にふさわしい教育を行う際に必要なことは、一人一人の幼児に対する理解を深めることである。保育者は幼児と生活を共にしながら、その幼児が今、何に興味をもっているのか、何を表現しようとしているのか、何を感じているのかなどを捉え続けていく必要がある。

評価の実施に当たっては、以下の点に留意する。

- ・ 幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性、特徴的な姿や伸びつつあるもの等を把握。
- ・ 保育者の指導が適切であったかどうかを把握し、指導の改善に生かすこと。
- ・ 他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意。
- ・ 妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進。



<調査官資料より>

4 幼稚園教育において育みたい「資質・能力」「5領域」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿)」

(1) 幼稚園教育において育みたい資質・能力

- ・育てたいのは「資質・能力」
 - ①知識及び技能の基礎
 - ②思考力、判断力、表現力等の基礎
 - ③学びに向かう姿、人間性等

幼稚園教育の基本を踏まえ、遊びを通しての総合的な指導を行う中で、幼稚園教育において育みたい資質・能力を育てることが大切。

(2) 発達の側面からまとめた5つの領域

- ・資質・能力を育てていくとき、そこで、どのような活動で育てていくのか。ねらい及び内容に基づく活動全体が「5領域」。
- ・領域はそれぞれが重なり合っている。総合的な指導を行う中で一体的に育まれる。
- ・小学校で行うことを「先取り」「前倒し」するのではなく、「見通し」て、今、幼児に必要な経験を考える。

(3) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

- ・これらの姿は、到達すべき目標ではない。また個別に取り出して指導するものでもない。
- ・遊び全体の中でいろいろな姿が育っていく。1つの姿を取り出して伸ばそうとするものではない。
- ・幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての幼児に同じように見られるものではない。

【参照】文部科学省 HP 幼児教育パンフレット 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

https://www.mext.go.jp/content/1422303_08.pdf

5 幼児教育と小学校教育の円滑な接続について

- ・目指すのは、子どもの発達の段階を踏まえた教育の連続性と一貫性。
- ・「つながり」や「接続」は長い歴史の中で推進。
- ・幼と小の縦のつながりだけでなく、幼児教育施設同士の横のつながりも大切。各施設類型で大切にしたいことがある。異なっていることを互いに知っていくことが大切。

改訂年月	要領等	「接続」に関わる事項等
昭和31年2月	幼稚園教育要領	「小学校との一貫性について配慮」と記載
平成元年3月	幼稚園教育要領	幼稚園～高校までの一貫した視点で検討
平成10年12月	幼稚園教育要領	「指導計画作成上の留意事項に小学校との連携」について明記
平成20年3月	幼稚園教育要領	「幼小の連携」を推進
平成29年3月	幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領	「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を明確化、小学校と共有することにより接続を推進

<調査官資料より作成>

6 架け橋期のカリキュラムの開発について

(1) 架け橋期のカリキュラムの考え方

3つの資質・能力が土台となり、アプローチカリキュラム、スタートカリキュラム、小学1年生の教育課程が積み重なり、スタートカリキュラム期の児童が安心して過ごすことができ、教科の学びも進むことが想像できる。

- ・教育の連続性・一貫性を踏まえて幼保小が協働して、期待する子ども像や育みたい資質・能力

を明らかにするとともに、これらを基にして、園で展開される活動や、小学校の各教科等の単元構成等を、具体的に明確にしながらかげ橋期のカリキュラムを作成。

- ・アプローチ期（5歳児後半）の教育課程や指導計画と小学校1年生の教育課程を、園・所と小学校と一緒に作成。「段差」ではなく「つながり」を意識。

(2) モデル地域の取組（文部科学省幼保小のかけ橋プログラム事業中間成果報告会資料より）

○滋賀県 https://www.mext.go.jp/content/20231221-mxt_youji-000023526-3.pdf

○高知県 https://www.mext.go.jp/content/20231221-mxt_youji-000023526-6.pdf

○大館市 https://www.mext.go.jp/content/20231221-mxt_youji-000023526-7.pdf

(3) 自治体との連携

- ・幼児教育の質の向上や幼保小の接続の取組を一体的に推進するために必要な体制を構築すること。
- ・幼児教育施設が、幼児が安心して自己発揮できる安全な環境となること。
- ・幼児教育施設の園長等や保育者、小学校の校長や教員を対象にした研修を実施すること。
- ・理論に関する外部研修と園内の教育実践の往還を繰り返す研修等、効果的な研修の実施方法について情報収集を行い、研修の充実に取り組むこと。
- ・地域の幼児教育に関する課題に的確に対応するため、保健、医療、福祉等の専門職をはじめとした人的体制の充実に努めること。
- ・幼児教育アドバイザーと連携し、幼児教育施設における課題やニーズに対応した専門職の派遣を積極的に行い支援すること。

○障害のある幼児と共に育つ生活の理解と指導（令和5年3月

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1341233_00002.htm

○外国人幼児等の受け入れにおける配慮について（令和2年3月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_00505.html

(4) 家庭や地域との連携

地域の特性、（遊びを通じた学び等）や幼保小接続期の教育の重要性等について、家庭や地域の理解を高めるための動画コンテンツの紹介

○「遊びは学び 学びは遊び “やってみたいが学びの芽”」 <https://youtu.be/UxfA13XWfGo>

<担当官> 文部科学省初等中等教育局視学官 併 幼児教育課幼児教育調査官 横山真貴子
文部科学省初等中等教育局幼児教育課幼児教育調査官 併 教科調査官 平手 咲子